

2023  
04  
April



# CLIENT

No.369



## 税務トピックス

- 撤去冠及び金属の取扱いについて  
【アサヒメタルアカウントシステム残高確認方法】

P1・2

## 税務トピックス

- 税制改正大綱が発表  
～ NISA の抜本的拡充・恒久化～

P6

## 税務トピックス

- 人件費による節税  
～賃上げ促進税制活用のための  
支給額確認方法～

P3・4

## 弊法人からの連絡事項

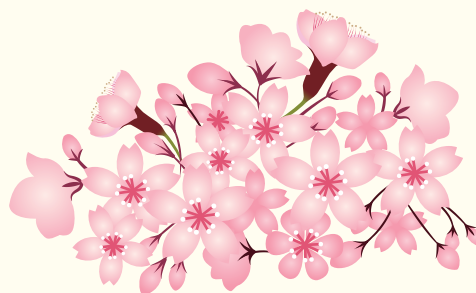
- 2023年4月支給給与より  
令和5年度雇用保険料が上がります

P7

## Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- 配偶者及び子供の扶養と退職金

P5



歯科の撤去冠及び金属の売却代金は、歯科医院・クリニックの税務調査では必ず調べられる項目の1つとなります。

最近では金の価格が継続的に上昇していることから、1回の売却代金が大きくなり、計上が漏れていた場合の追徴課税も大きくなる傾向にあります。

今回は撤去冠及び金属の取り扱いの注意点をご紹介していきます。

### 注意点① 現金・事業外通帳への入金時

撤去冠及び金属の売却代金については、一般的にアサヒプリテック、相田化学等の業者へ取引内容を尋ねる反面調査が行われています。特に現金での入金や事業外の通帳に入金があった場合は、弊法人側では、売却された事案を認識しづらく、計上漏れのリスクが高くなります。支払明細書などの業者からの報告書の送付を忘れないようご注意ください。

年間に一度も売却収入が計上されていない場合、弊法人担当者よりご質問させていただく場合があります。



### 注意点② 技工所への預け金属について

撤去冠及び金属を医院・クリニックで購入し技工所へ預けている場合、期末に貯蔵品として資産計上する必要があります。

期末に預けた金属のグラム数・仕入れた際の金額を棚卸表に記載いただくようお願い致します。

### 注意点③ 業者へ引渡済だが、現金に換金されていない場合

撤去冠及び金属は業者へ渡されているが現金へ換金されていないケースが、最近多く見受けられます。

収入計上は不要ですが、貯蔵品として資産計上が必要となります。

このとき、現在価値（期末時点の資産残高）の情報が必要となります。預けている業者に決算時点での評価額が記載された書類を発行していただき、評価書類を決算資料として弊法人へお送りください。



### 引渡しイメージ

#### 撤去冠及び金属預入時or決算時：

貯蔵品 / 雑収入 80,000円

※業者へ引渡済の金属の現在価値（80,000円）を貯蔵品として資産へ計上します。

消費税の課税事業者の方につきましては、預入時は消費税の発生はありません。

#### 撤去冠及び金属預入分を現金に換金した時：

現預金 220,000円 / 雑収入 140,000円  
/ 貯蔵品 80,000円

※現金に換金した際に220,000円を取得しますが、収入計上されるのは、 $220,000円 - 80,000円 = 140,000円$  となります。

消費税の課税事業者の方は、換金時に220,000円に対する消費税が発生することとなります。

最近ではアサヒプリテックの【アサヒメタルアカウントシステム】を利用されている医院・クリニックも多くなっています。現金に換金されていなくても、貯蔵品として計上が必要となりますので、期末の残高の確認方法を右のページにて紹介しています。

ご不明点等ございましたら、担当者へご連絡ください。

# 【アサヒメタルアカウントシステム残高確認方法】

## 期末の残高のご確認方法

### ① ログイン方法

アサヒメタルアカウントシステムのログイン画面よりIDとパスワードを入力しログインしてください。

歯科関連のお客様へ

ASAHI PRETEC

ID

パスワード

ログイン

支払通知書の医院・クリニック名の左上、Dから始まる8桁の数字を入れてください。

事前に設定したパスワードを入力してください。

[支払通知書]

ID

DXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX 歯科医院

〒532-0034 東京都港区三軒上4-40  
TEL: 03-222-9830 FAX: 03-222-9835  
Eメール: 〇〇〇

キヤッシュ決済	¥10,000	現金払込額 (税込)	¥11,000
入金	10,000		
消費税	¥1,000		
合計	¥11,000		

### ② 必要な年月を選択

トップ画面の左側「資産残高履歴一覧」をクリックし、必要な年月の右側のPDFをクリックする。

アサヒメタルアカウントシステム

ASAHI PRETEC

霞が関歯科医院

現在のグレード G1  
サンクスゴールド 6,800

現金決済  
現物返却  
決済(預入)履歴一覧  
**資産残高履歴一覧**  
登録内容確認  
グループの預入残高

資産残高履歴一覧

年月	Au	Pd	Ag	Pt	PDF
2022/12	g	ig	ig	ig	PDF
2022/11	g	ig	ig	ig	PDF
2022/10	g	ig	ig	ig	PDF
2022/09	g	ig	ig	ig	PDF
2022/08	ig	ig	ig	ig	PDF
2022/07	ig	ig	ig	ig	PDF

PDFを押すと右図のような「お預かり資産残高」が出てきます。  
こちらをPDF又は紙で弊法人にお送りください。

令和4年の確定申告時に既に担当者よりご案内があった医院・クリニックもおありかと思いますが、来期以降はこちらの資料を決算時にお送りくださいますようお願い致します。

アサヒメタルアカウントシステム

ASAHI PRETEC

お預かり資産残高

お客様ID: DXXXXXXXXXX  
お客様名: 霞が関歯科医院 様

年月: 2022/12

金属名	預入量	単価	評価額
Au(金)	g	円/g	円
Pd(パラジウム)	g	円/g	円
Ag(銀)	g	円/g	円
Pt(白金)	g	円/g	円
	合計		円

※金額に消費税は含まれておりません。

# 人件費による節税 ～賃上げ促進税制活用のための支給額確認方法～

スタッフの人件費を前期より大きくすることで、事業所得に係る所得税や医療法人の法人税の控除が受けられる制度※1があります。それに付随して今回は、人件費額の確認方法についてご案内いたします（CLIENT2023年1月号にてお知らせ済）。

税額控除を受けるための目安は前年比(1.5%)アップです。スタッフ、歯科医院・クリニックの両者にとって有利な制度となっていますので、活用をお勧めしています。月次の試算表から、ご自身で確認することもできます。

※1

<所得拡大税制> <賃上げ促進税制>

CLIENT2021年

CLIENT2022年

9月号 7ページ

4月号 3ページ



## 1 前期の人件費

### ① 決算書で確認する方法

令和04年分所得税青色申告決算書

住所: 東京都新宿区西新宿7-18-18  
 事務所所在地: 東京都新宿区西新宿1-1-1  
 業種名: 歯科医療 業種: 日本歯科医院 加入団体名:

令和 年 月 日 損益計算書 (自 1月 1日 至 12月 31日)

送信用(令和12年分以降適用)	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
	売上(収入)金額(総収入を含む)	800000000	減価償却費	4000000	役員報酬	
	買掛金(商品)	10000000	雑費	623340	賞与	
	仕入金額(総仕入)	160000000	加給賃金	100000000	退職金	
	小計(②+③)	170000000	外注工賃		親族の給与	
	買戻金(商品)	15000000	割子割引料		借入金	
	差引増減(④-③)	155000000	油代運賃		借入金	

「令和〇年分所得税青色申告決算書」の1枚目「給与貸金⑳」(毎年3月納品決算書類内)の金額が年間の給与・賞与額の合計となります。退職金や親族の給与が含まれている場合は、その金額を除きます。

### ② 楽しい給与計算で確認する方法



<補足>制度活用の条件は、事業所得にかかる所得税・法人税が発生することです。事業に係る所得が赤字の場合は、適用することはできません。

その他のメニューTOP

事業所情報 給与情報 メンテナンス  
 令和4年度 令和4年度  
 従業員情報 ヘルプ

令和4年度  
 各種帳票  
 ④ 一人別給与台帳・賞金台帳  
 ⑤ 月別給与明細一覧表・給与明細一覧表  
 ⑥ 年間月別集計表  
 ⑦ 勤怠集計表  
 ⑧ 給与・賞与明細書の印刷

年間月別集計表  
 令和4年1月～令和4年12月 全体 所属別

令和4年 年間月別集計表

保険料	厚生年金等	雇用保険料	社会保険料合計	住民税	その他控除	非課税額	差引支給額	役員・専従者	従業員累計
4,334	58,560	1,054	95,303	25,500	0	19,880	530,152	0	843,475
4,334	58,560	1,054	95,303	25,500	0	19,880	530,152	0	1,286,950
4,334	58,560	1,054	95,303	25,500	0	19,880	530,152	0	1,930,425
4,094	58,560	1,054	94,995	25,500	0	19,880	530,440	0	2,573,900
4,094	58,560	1,054	94,995	25,500	0	19,880	530,440	0	3,217,375
4,094	58,560	1,054	94,995	0	0	19,880	555,940	0	3,860,850
25,284	351,360	6,324	570,894	127,500	0	119,280	3,207,276	0	
4,094	58,560	1,054	94,995	0	0	19,880	555,940	0	4,504,325
4,094	58,560	1,054	94,995	0	0	19,880	555,940	0	5,147,800
4,094	58,560	1,054	94,995	0	0	19,880	555,940	0	5,791,275
2,460	49,227	1,054	79,129	0	0	15,200	462,041	0	6,326,165
2,460	49,227	1,360	79,435	0	0	15,200	376,865	0	6,776,165
1,634	13,725	1,766	33,697	0	0	3,200	291,893	0	7,126,165
18,836	287,859	7,342	477,246	0	0	93,240	2,798,619	0	
44,120	639,219	13,666	1,048,140	127,500	0	212,520	6,005,895	0	
保険料	厚生年金等	雇用保険料	社会保険料合計	その他控除	非課税額	差引支給額	役員・専従者	従業員累計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
44,120	639,219	13,666	1,048,140	127,500	0	212,520	6,005,895	0	7,126,165

右端のスタッフの課税支給額(赤枠)の総計が年間の人件費額となります。

## 2 進行期の人件費

### ① 試算表で確認する方法

合計残高試算表 (損益計算書) 2頁

4000 新宿南科医院 自 令和 5年 1月 1日 至 令和 5年 1月31日

勘定科目	前月残高	借方	貸方	当月残高	構成比
仕 係 収 入			2,000,000	2,000,000	37.7
固 係 収 入			1,500,000	1,500,000	28.3
自 費 収 入			1,800,000	1,800,000	34.0
( 純 売 上 高 )			5,300,000	5,300,000	100.0
販 運 仕 入		1,300,000		1,300,000	24.5
( 売 上 原 価 )		1,300,000		1,300,000	24.5
[ 売 上 利 益 ]		4,000,000		4,000,000	75.5
給 与 手 当		500,000		500,000	9.4
旅 費 交 通 費		20,000		20,000	0.4
賞 与		50,000		50,000	0.9

「合計残高試算表 (損益計算書)」における「給与手当」「賞与」の「当月残高」(納品している月次試算表内)を合計した金額が、当月までの人件費額です。年間に割戻す計算をすることで、年間人件費を予測します。

(仮) 4月における予測年間人件費＝  
 (給与+賞与の当月残高の金額÷4ヵ月)×12ヶ月

### ② 三期連続損益比較表で確認する方法

三期連続損益比較表

4000 新宿南科医院

勘定科目	前々期同月累計A		前期同月累計B		当月までの累計C	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
仕 係 収 入	1,200	27.3	1,200	26.7	2,000	37.7
固 係 収 入	1,200	27.3	1,300	28.9	1,500	28.3
自 費 収 入	2,000	45.5	2,000	44.4	1,800	34.0
( 純 売 上 高 )	4,400	100.0	4,500	100.0	5,300	100.0
販 運 仕 入			1,300	24.5	1,300	24.5
( 売 上 原 価 )	4,400	100.0	4,500	100.0	4,000	75.5
[ 売 上 利 益 ]	380	8.6	450	10.0	500	9.4
給 与 手 当					500	9.4
旅 費 交 通 費					20	0.4
賞 与					50	0.9
[ 経 営 費 用 ]	380	8.6	450	10.0	570	10.8
( 経 営 損 益 )	4,020	91.4	4,050	90.0	3,430	64.7
[ 経 常 損 益 ]	4,020	91.4	4,050	90.0	3,430	64.7
経 営 外 給 与					300	5.7
[ 繰 入 額 等 ]					300	5.7
( 経 常 金 額 )	4,020	91.4	4,050	90.0	3,130	59.2

「三期連続損益比較表」では、当月までの合計と共に年間予測額も表示されています。「給与」「賞与」の「当月までの累計C」を合計した金額が予測年間人件費になります。

どちらの場合も予測される年間人件費は単純に当月までを年間に割り戻した金額となります。夏季より冬季の賞与を手厚くしている、季節性の就業時間増加、産休育休による人員変動などがある場合は予測計算で別途考慮する必要があります。

## 3 活用例

先生の所得税率が33%の場合

	前期	進行期 ケース 1	進行期 ケース 2	進行期 ケース 3
給与	500万円	450万円	450万円	450万円
賞与	100万円	100万円	200万円	250万円
人件費合計	600万円	550万円	650万円 前年+50万円	700万円 前年+100万円
課税所得		1500万円	1400万円	1350万円
所得税 (33%の場合)		341万円	308万円	292万円
税額控除		適用なし	適用あり 50万円×15% =7.5万円	適用あり 100万円×15% =15万円

※人件費額を前期と比較していくことにより、年末賞与額の算定にも活用できます。上図は社会保険料や住民税を考慮していない簡便的なシミュレーション表です。ケース1・2で賞与におけるキャッシュアウトは100万円の差がありますが、所得税額がケース2の方が40.5万円 [(341万円-308万円)+7.5万円] 少ないため、最終的なキャッシュアウトの差額は59.5万円(100万円-40.5万円)まで縮まります。増加率や考慮すべき助成金などの要件がありますので、活用を検討される方は担当までご相談ください。

**Question**

配偶者が勤めていた会社を退職したので、扶養に入りたいと思っています。1年間の給与収入は103万円以下なので配偶者控除の対象となりますか。

**Answer**

配偶者の年間の合計所得が48万円以下であれば配偶者控除が受けられます。配偶者に関する控除は、先生ご自身の年間の合計所得によっても異なり、先生の合計所得が1,000万円超の場合は適用できません。

**■ 合計所得には退職金が含まれる**

給与所得、不動産所得、雑所得等だけでなく、退職所得も含めた所得金額で判定します。先生の扶養になる配偶者、子供等に退職金がある場合は、担当までご相談ください。

年間の給与収入100万円の配偶者が勤続年数2年の会社を退職した場合

●退職金50万円を受け取ったケース

給与所得 100万円 - 55万円 (給与所得控除) = 45万円

退職所得 退職所得控除額が80万円のため 0円

合計所得 45万円 + 0円 = 45万円 → 配偶者控除が適用

●退職金100万円を受け取ったケース

給与所得 100万円 - 55万円 (給与所得控除) = 45万円

退職所得 (100万円 - 80万円) × 1/2 = 10万円

合計所得 45万円 + 10万円 = 55万円 → 配偶者特別控除が適用

●退職金300万円を受け取ったケース

給与所得 100万円 - 55万円 = 45万円

退職所得 (300万円 - 80万円) × 1/2 = 110万円

合計所得 45万円 + 110万円 = 155万円 → 配偶者控除及び配偶者特別控除不適用



会社を退職した配偶者や子供を先生の扶養に入れる場合、給与所得だけではなく、退職金の有無によって配偶者控除・配偶者特別控除が適用されるかどうかが変わる場合があります。**退職金を受け取ったかどうか、必ずご確認ください、弊法人担当者へお知らせください。**

退職金を受け取っている場合

【退職所得の源泉徴収票】を

①受け取った場合

コピーをお送りいただくか、赤枠の金額をお知らせください。

②もらっていない場合

受け取った退職金額、勤続年数、役員であったか、この3つを確認してお知らせください。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 令和 年 月 日現在の住所 (税務上の氏名)
氏名	
区分	支払金額 源泉徴収税額 特別徴収税額
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び第 328条の6第1項第1号適用分	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分	
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分	
退職所得控除額	勤続年数 退職年月日 退職

令和5年度税制改正大綱等において、2024年以降のNISA制度の抜本的拡充・恒久化の方針が発表！

■ 2024年1月から新NISAがスタート

各種メディアでも取り上げられていたNISA制度。一時は、金融所得課税の強化も噂されましたが結果的に投資枠拡大、制度恒久化と大幅に拡充される結果となりました。

※2022年12月16日発表の内容です。今後の動きによっては、内容が変更される可能性があります。

■ 改正のポイント

① 一般NISAとつみたてNISAの併用可

現行のNISA制度は、一般NISAとつみたてNISAのどちらかを選択する制度でしたが、それぞれ「成長投資枠」、「つみたて投資枠」と名称を変更し、併用して使用可能となりました。

② 年間投資上限額が最大360万円に拡大

現行のNISA制度での年間投資上限額は、一般NISAでは年間120万円、つみたてNISAでは年間40万円でしたが、新NISA制度では、**年間投資上限額は最大360万円と大幅に拡大**しました。

③ 生涯非課税限度額は1,800万円

新NISA制度では新たに非課税保有限度額が設定され、買付時の金額(簿価)で合計1,800万円(成長投資枠は、内1,200万円)となりました。簿価で総枠を管理致しますので、一時的な支出の為に売却をした場合は、簿価が減少する分、その枠を再度使用できます。ご自身のライフイベントに合わせた運用が可能です。

④ 非課税保有期間の無期限化、制度の恒久化

現行のNISA制度では、非課税保有期間が限られていました。新NISA制度では、**非課税保有期間は無期限**となりました。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

※ジュニアNISAは廃止。  
投資可能期間は2023年末です！

■新NISA制度では、成長投資枠とつみたて投資枠が併用可能となり、個々人にあった運用が可能となりました。制度開始に向けてより具体的な情報が出ましたら、随時ご案内致します。

2023年4月支給の給与より、スタッフの給与から控除する雇用保険の料率が6/1000(0.6%)に変更となります。2022年10月に引き続き、保険料率のアップとなります。楽しい給与計算、手書きでの計算の2通りの給与計算方法につきましてご案内いたします。

■楽しい給与計算の場合

2人目  
3人中 霞が関 一郎

手順① 数字を修正する

手順② 所得税の計算

手順③ 保存して次の人へ

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数						
労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間						支給合計額 255,000
基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	奮闘手当				非課税額
250,000									
通勤費				休業控除					課税分合計
5,000									
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整			社会保険料合計
			1,530						
調整額									控除合計額
メモ	※110文字まで								差引支給額

■手書きでの計算の場合

R 5年 4 月分 給与支払一覧表 今月の支給日 10月

職コード	氏名	1001	2001	2005	2008	2009
職種・常勤区分	霞が関 花子					
① 基本給	250,000					
② 時間外手当						
③ 特別手当						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨ 課税総計①~⑧	250,000					
⑩ 非課税交通費	5,000					
⑪ 支給合計⑨+⑩	255,000	★				
⑫ 健康保険						
⑬ 厚生年金						
⑭ 雇用保険A	1,530	★				
⑮ 住民税						

毎月同額の給与を支給しているスタッフも改正により支給額が変更となりますので、4月の給与支給時にご注意願います。  
※雇用保険に加入していないスタッフについては、改正による影響はございません。

1. 楽しい給与計算にて給与計算を行っている事業主様は、自動で新しい料率での雇用保険料の計算がされる予定です。

支給合計額に0.6%を乗じた金額が雇用保険料の金額になっているかご確認ください。  
尚、別途設定等を行う必要はございません。

1. 雇用保険Aの計算は以下のように変わります。

支給合計 × 0.6% = 雇用保険

具体的には、以下の通りです。  
例) 255,000 × 0.6% = 1,530

日本クリアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 369号

- 発行日：2023年4月5日
- 発行元：日本クリアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://ca-medical.jp
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階  
電話 (代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉 / 宮崎  
日本クリアス税理士法人  
日本クリアス社会保険労務士法人  
弁護士法人日本クリアス法律事務所  
株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング  
株式会社結い財産サポート  
日本クリアス行政書士法人